

令和7年度試験案内 十和田市任期付職員採用試験

一般行政（事務） 4条任期付職員・育休代替任期付職員

令和8年度採用

十和田市における一時的な業務の増加への対応及び育児休業取得職員の代替として、市の業務を円滑に進めることを目的とし、一般行政事務に従事する任期付職員を募集します。

【十和田市の求める人材】

- 市民全体への奉仕者として、市民に誠意を持って接する人材
- 自ら積極的に知識、技能等の向上に努め、公正で誠実に職務遂行をする人材
- 地域社会の一員としての自覚を持ち、十和田市の未来を創造していく人材

十和田市総務部総務課

【4条任期付職員】

一定の期間内に完了する業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、公務の能率的な運営を確保するために必要であると認められる場合、任期を定めて採用することができる常勤職員。

・根拠法令：地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条

【育休代替任期付職員】

育児休業を取得する職員の代替として、育児休業の請求期間を限度として、任期を定めて採用することができる常勤職員。

・根拠法令：地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第110号）

※ 第4条任期付職員及び育休代替任期付職員の給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、原則として任期の定めのない職員と同様となります。

ただし、育休代替任期付職員については、育児休業取得職員の代替として採用される趣旨から、育児休業及び育児短時間勤務の取得はできません。

受付期間	令和8年1月1日（木）～令和8年1月20日（火）
第1次試験日	令和8年2月1日（日）
試験会場	十和田市役所（十和田市西十二番町6-1）

問い合わせ先 受験申込先	十和田市総務部総務課人事研修係【市役所本館3階】 電話0176-51-6705（直通）
-----------------	--

1 募集職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用(登録) 予定人員	任用期間	職務内容
事務 (4条)	4人程度	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	市の様々な分野において、一般行政事務に従事します。
事務 (育休代替)	10人程度	育児休業取得職員の育児休業請求期間内の任期(最大3年)	

(注) ・採用(登録)予定人員については、変更になる場合があります。

- ・第4条任期付職員は、試験合格後に採用通知を経て、令和8年4月1日から採用となります。一方、育休代替任期付職員は、試験合格後に名簿登録を行い、育児休業取得者の発生に伴い任用等について確認を行った後、本人の応諾を得てからの採用となります。

2 試験区分及び受験資格

次に掲げる受験資格を満たす者で、活字印刷文による出題に対応できる者が受験できます。

職種	試験区分	受験資格
事務 (4条、育休代替)	高校卒業程度	平成20年4月1日までに生まれた者

(注) ・すでに令和7年度に実施した、十和田市職員採用試験における採用内定者は受験できません。

- ・4条任期付職員と育休代替任期付職員は併願が可能です。また、令和8年度の会計年度任用職員募集とも併願が可能です。

3 受験の制限

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 十和田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表	
第1次試験	2月1日(日)	十和田市役所	2月上旬(予定)	十和田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、受験者全員に合否を文書で通知します。
第2次試験	2月13日(金)	十和田市役所(予定)	2月下旬(予定)	

(注) 災害発生等により緊急のお知らせがある場合は、十和田市ホームページに掲載します。

(<https://www.city.towada.lg.jp/shisei/saiyou/>)

5 試験の種目及び内容

試験	試験種目	試験内容		
第1次 試験	職務適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査 [150題、20分]	解答は マークシート 方式による。	
	事務適応性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査[100題、10分]		
第2次 試験	面接試験	主として人物について、面接により試験を行います。		
身上調査		提出書類の記入事項等の真偽等について調査します。		

(注) すでに令和7年度に実施した、十和田市職員採用試験の事務大卒・事務高卒・社会人枠事務における第1次試験合格者は、本試験における第1次試験を免除することができます。

6 受験申込方法及び申込受付期間

インターネットによる申込を推奨しています。

受験申込後、電話で内容確認をする場合があります。「0176-51-6705」から電話があった場合は、応答又は折り返し電話をしてください。

(1)インターネットによる方法 (推奨)

受験申込方法	採用試験専用サイト (https://public-connect.jp/employer/4851) より申込してください。	 専用サイトはこち り
受付期間	1月1日（木）から1月20日（火）までの間に、「採用試験専用サイト」で申込したものに限り受け付けます。	
受験票等の交付	1月23日（金）までに「採用試験専用サイト」にて登録のありましたメールアドレスへ、「受験番号」「受験票様式」を通知しますので、メール受信後速やかに確認し、所定の方法により「受験票」を作成してください。メールが届かない場合は、速やかに問い合わせ先まで連絡してください。	

(2)郵送又は持参による方法

「受験申込書」及び「受験票」について、別紙「郵送又は持参による受験申込の方法」及び「受験申込書・受験票 記入上の諸注意」をよく読み、各欄に漏れなく記入してください。

受験申込方法	郵送する場合	角形2号封筒の表に、「試験申込」と朱書きし、「受験申込書」と「受験票」を封入し、 <u>簡易書留郵便</u> で郵送してください。 ◎申込宛先（住所記入不要） 〒 034-8615 十和田市総務課 <u>※受領証は、受験票が届くまで必ず保管しておいてください。簡易書留郵便によらない郵便での不着には対応できません。</u>
	持参する場合	「受験申込書」と「受験票」を、十和田市総務部総務課（市役所本館3階）に直接持参してください。
受付期間	1月5日（月）から1月20日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。） 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 郵送の場合は、1月20日（火）までに受理したものに限り受け付けます。	
受験票の交付	受験票は1月23日（金）までに発送します。受験票が1月26日（月）までに届かない場合は、速やかに問い合わせ先まで連絡してください。	

7 合格から採用まで

(1) 第1次試験合格後の流れについて

第1次試験合格者には、第2次試験受験案内を通知します。合格通知を受け取った際には、第2次試験受験案内の内容を確認の上、第2次試験の受験となります。

第2次試験合格者は、試験結果順に採用候補者名簿に登載され、名簿上位者から順に採用（内定）が決定されます。なお、採用候補者の辞退等に備え、採用予定者数より合格者を多く決定（補欠合格）することがありますが、補欠合格者全員が採用になるとは限りません。採用候補者名簿の有効期間内に採用通知がなければ採用となりません。詳しくは、第2次試験合格者へお知らせします。

(2) 採用までの流れについて

○4条任期付職員

- 採用（内定）通知を受け取った方は、令和8年4月1日付け採用予定となります。

○育休代替任期付職員

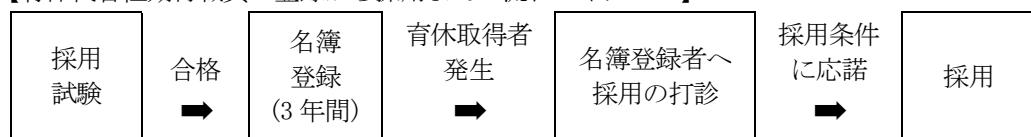
- 第2次試験を合格すると「育休代替任期付職員名簿」に登録されます。
- 名簿登録期間中（登録の日から3年間）に職員の育児休業の状況に応じて順次、人事担当課から連絡し、採用日や任期等について確認いたします。

※名簿登録されていても、育児休業の取得状況によって採用とならない場合があります。あらかじめご了承ください。

- 採用日や任期等について応諾いただいた方は、採用に向けて手続きを進めます。

※ 採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合、又は受験申込書の記入事項等に虚偽があった場合には採用となりません。

【育休代替任期付職員の登録から採用までの流れのイメージ】



※4条任期付職員、育休代替任期付職員の併願受験者が合格した場合は、初めに4条任期付職員の採用承諾を伺い、応諾の上採用となります。4条任期付職員の採用を辞退した方は、育休代替任期付職員名簿への登録となります。

※育休代替任期付職員名簿に登録中であっても、他社への就職活動を行うことは可能です。

(3) 提出書類について

採用（内定）者及び育休代替任期付職員名簿登録者には、追加で提出を求める書類があります。

下記提出書類のうち、学校等から取り寄せる必要があるものについては、申請手続きを十分に確認してください。保存年限により発行できないときは、省略する場合があります。詳しくは、採用（内定）者及び育休代替任期付職員名簿登録者へお知らせします。

ア 卒業証書の写し又は卒業（見込み）証明書

イ 成績証明書（修学年数1年以下の専門学校卒業又は卒業見込みの者、大学中退の者等は、当該専門学校等の成績証明書と併せ、卒業した高等学校の成績証明書）

ウ 住民票（受験者本人だけのもので本籍地の記載のあるもの）

8 試験結果の開示

この試験を受験し不合格となった場合には、希望する受験者本人に限り試験結果を開示します。

開示を希望する場合には、受験者が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学生証等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間（土日祝日を除く。）に総務部総務課人事研修係に直接おいでください。なお、電話等による開示はできません。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験 不合格者	総合順位及び得点	各合格発表の日から	総務部総務課 (本館3階)
第2次試験 不合格者	総合順位	1か月間	

9 給与

初任給は、大学卒業後民間企業に10年間勤務していた場合、月額254,100円程度です。なお、民間企業等における業務経験等に応じて一定の基準で加算される場合があります。このほか、通勤手当、住居手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、制度の改正により金額等が変わることがあります。

10 任期付職員と会計年度任用職員（事務補助員7時間勤務）との条件等比較

	育休代替 任期付職員	4条 任期付職員	会計年度任用職員 (事務補助員7時間勤務)
1日の勤務時間	7時間45分	7時間	
業務内容	正職員と同等の業務	補助的業務	
給与・手当	給料、期末・勤勉手当、 通勤手当、扶養手当、 住居手当、寒冷地手当など (正職員と同様)	報酬、期末・勤勉手当、 費用弁償(通勤分)	
育児休業取得の可否 (育児短時間勤務含)	取得不可	取得可能	
給料(報酬)月額 ※職歴に応じて変動	206,700円～268,300円	180,900円～194,000円	

※ただし、制度の改正により条件等が変わることがあります。

【よくあるご質問と回答】

Q 1. 任期付職員として勤務した後、正職員になることは可能ですか。

A 1. 正職員になるためには、正職員の採用試験を受験して合格する必要があります。正職員の各試験区分の要件に該当する方は、任期付職員任用中であっても、募集期間であれば正職員の採用試験を受験可能となりますので、正職員を希望する方は是非お申し込みください。

Q 2. 現在、十和田市の会計年度任用職員として勤務中です。任期付職員採用試験に申し込むことは可能ですか。

A 2. 可能です。任期付職員採用試験に挑戦してみたい方は是非お申込みください。

Q 3. 合格後、採用の連絡はいつ頃になりますか。

A 3. 4条任期付職員採用試験合格者は3月中旬までの連絡となります。育休代替任期付職員名簿登録者は採用日の概ね1ヶ月前まで（令和8年4月1日付採用については、令和8年3月24日付近）にはご連絡します。

Q 4. 配属部署はいつ分かりますか。

A 4. 4条任期付職員採用試験合格者は3月下旬に新聞等で発表される人事異動内示（配属先内示）での確認となります。育休代替任期付職員名簿登録者は、採用の打診時にお知らせします。

Q 5. 育休代替任期付職員の任期は名簿登載期間内で設定されるのでしょうか。

A 5. 名簿登載期間内に採用されれば、任期の末日は名簿登載期間を超える場合もあります。

Q 6. 任期が終了した後も、任期付職員として再度採用されることありますか。

A 6. 4条任期付職員としては令和9年3月31日で終了となります。育休代替任期付職員（4条任期付職員との併願者含む）名簿登録者であれば、一度採用されて任期が終了した後も、名簿登載期間中であれば正職員の育児休業の状況により再度採用される場合があります。

Q 7. 名簿登載期間が終了した後も、育児休業代替任期付職員として働きたい場合はどうしたらよいでしょうか。

A 7. 名簿登載期間が終了する前年度に再度、本採用試験を受験して合格すれば、改めて名簿に登載され、正職員の育児休業取得の状況に応じて採用されます。（ただし、正職員の育児休業の取得状況等により本採用試験を実施しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

Q 8. 期末・勤勉手当は支給されますか。

A 8. 正職員と同等の条件で支給されます。

Q 9. 社会保険の取扱いはどうなりますか。

A 9. 青森県市町村職員共済組合（健康保険・厚生年金）に加入となります。

Q 10. 時間外勤務や休日勤務はありますか。

A 10. 正職員と同様に、配属される職場によっては必要に応じて時間外勤務や休日勤務をすることがあります。

Q 11. 育児休業や育児短時間勤務を利用できないということですが、子どもの体調不良の際に仕事は休めますか。

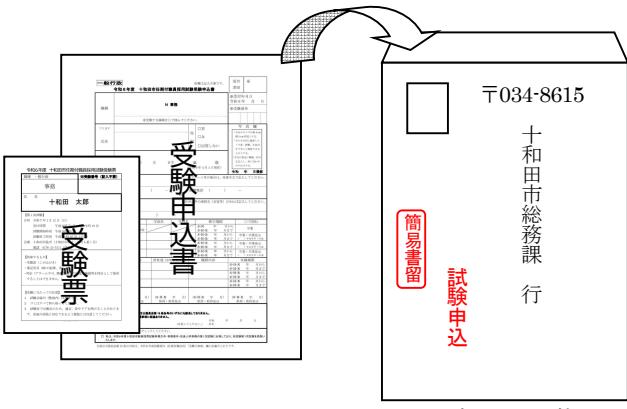
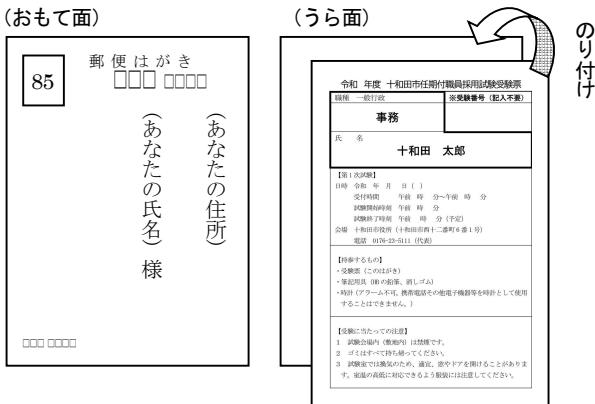
A 11. 年に5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）まで子の看護休暇を取得することができます。また、その他にも、正職員と同等の年次有給休暇・夏季休暇等の各種特別休暇が付与されます。

Q 12. 研修は受けられますか。

A 12. 入庁直後に、職員としての心構えや基礎的な知識を学ぶ研修を受けていただきます。また、業務を進める上で必要となるスキルを学ぶ研修を受けることができます。

【郵送又は持参による受験申込の方法】

- 「受験申込書」に必要事項を漏れなく記入し、写真を貼る。
- はがきのおもて面（宛先記入面）に「受験票」を郵送する住所及び氏名を記入する（私製はがきの場合は、通常はがきと同じ大きさのもので、85円切手を貼付したものに限る。）。
- ※受験票は1月23日（金）までに発送します。受験票を確実に受け取ることのできる住所（現住所又は帰省先等）を記入してください。
- 右の「受験票」に職種・氏名を記入する。
※受験番号欄は記入不要。
- 「受験票」を切り取り、はがきのうら面（宛先記入面でない方）にはがれないようにしっかりとのり付けする。
- 「受験申込書」と「受験票を貼付したはがき」を十和田市総務部総務課へ提出する。
※郵送の場合は、角形2号封筒のおもて面に「試験申込」と朱書きし、うら面に受験者の郵便番号、住所、氏名を記入し、簡易書留郵便で郵送すること。（受領証は、返送される「受験票」が届くまで必ず保管しておくこと。）



◎試験会場 十和田市役所

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1
電話 0176-23-5111（代表）



▶交通案内(バス)
十和田観光電鉄「十和田市中央」下車徒歩約15分

令和7年度 十和田市任期付職員採用試験受験票

職種 一般行政	※受験番号（記入不要）
事務	
氏 名	

【第1次試験】

日時 令和8年2月1日（日）
受付時間 午前8時50分～午前9時10分
試験開始時刻 午前9時20分
試験終了時刻 午前10時25分（予定）
会場 十和田市役所（十和田市西十二番町6番1号）
電話 0176-23-5111（代表）

【持参するもの】

- 受験票（こののはがき）
- 筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）
- 時計（アラーム不可。携帯電話その他電子機器等を時計として使用することはできません。）

【受験に当たっての注意】

- 試験会場内（敷地内）は禁煙です。
- ゴミはすべて持ち帰ってください。
- 試験室では換気のため、適宜、窓やドアを開けることがあります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

切り取り線

◎受験申込書・受験票 記入上の諸注意

- 受験申込書及び受験票は、「※印」欄を除く太枠内すべての欄に、黒のボールペンで漏れなく記入してください。（消せるペンを使用して記入したものは受け付けできません。）
- 受験申込書の受験する職種を○印で囲んでください。
- 受験申込書の写真欄に貼る写真（6ヶ月以内に撮影したもの）の裏面に、受験する職種・氏名を記入してから、のり付けしてください。
- 生年月日、期間等は和暦で記入してください。
- 帰省等のため、現住所で連絡が取れない場合は、連絡先を記入してください。
- 「学歴」欄には、今まで教育を受けた中学校以上的一切の教育機関について、年代順に記入してください。
- 「職歴」欄には、アルバイトや無職の期間もすべて記入してください。「職務内容」欄は、営業、会計事務等、職務の内容を具体的に記入してください。無職の期間がある場合は、「勤務先名称」欄に「無職」と記入してください。
- 「資格・免許」欄に記入する取得見込みの資格・免許については、試験等に合格しなければ取得できないものは含みません。
- 職歴、免許・資格について、記入欄が不足する場合は、別紙（様式任意）を作成して提出してください。